

令和6年（行ウ）第31号、同第87号、同第88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告 モーリス・シェルトン ほか2名

被 告 国 ほか2名

証 拠 説 明 書 (1)

令和6年6月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告国指定代理人	山	寄	仁
	鬼	頭	忠
	鈴	木	吉
	針	生	淳
	山	城	道
	畠	久保	毅
	砂	田	恭
	清	永	修
	天	野	豪
	栗	野	将
	秋	山	真

号証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立証趣旨
乙A 1	警察教養規則 (国家公安委員会)	写し	平成31年4月1日	警察では、警察法の精神にのっとり、適正に職務を遂行する能力を修得するための教養が行われていること
乙A 2	警察教養細則 (警察庁長官)	写し	同 上	警察庁長官は、各警察学校において行われる警察教養に関し、必要な事項を定めていること
乙A 3	令和6年度学校教養実施に関する指針について(通達) (警察庁長官官房長)	写し	令和6年2月16日	警察庁は、警察本部長等に対し、各警察学校において警察教養の重点にのっとりた教養が行われるよう指針を示していること
乙A 4	判決正本 (東京地方裁判所 民事第3部裁判所 書記官)	写し	令和6年1月24日	警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権限の行使によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる同権限の行使によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない旨判示した地裁判決の内容 ※マスキングは被告国指定代理人による